

諸塚村公設光ファイバ及び関連設備の民間譲渡移行事業者選定
公募型プロポーザル仕様書

令和7年7月

宮崎県東臼杵郡諸塚村 企画創生課

1. 事業内容

(1) 整備方式：公設既存設備活用・民設民営一部負担方式

本村が既に整備した光ファイバ網等の通信基盤設備をそのまま活用し、ケーブルテレビ事業を含めた通信サービスを継続する。加えて、電気通信事業者による民設民営方式により必要な機器や機能を増強・更新し、本村がその整備費用の一部を補助する。

(2) 整備後の運用方針

整備された施設および既存設備をあわせて、事業者が一体的に運用・管理する。なお、IRU（設備利用権）による運用期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、令和 9 年 4 月 1 日より完全な民間移行とする。完全民間移行後は、運営費、災害対策・復旧費、維持管理費、機器更新等の経費は整備事業者が負担する。加入促進も事業者の責任で行うものとする。

(3) サービス提供地域

諸塚村全域。整備対象外地域への事業者独自整備は妨げない。

(4) 事業期間

整備事業は令和 8 年度当初予算により実施される予定であり、完了時期は原則令和 9 年 3 月 31 日とする。詳細は別途協議。

2. 国の補助事業に係る要件

本事業では、総務省が実施する次の 2 つの補助制度を活用する。

- 高度無線環境整備推進事業
- ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

これらの制度を前提とし、以下の要件を満たすこと。

- (1) 本村にとって有利な提案であること。
- (2) 補助申請は令和 8 年度当初予算により行うこと。
- (3) 補助事業ごとに事業費・補助額・対象設備を明示すること。
- (4) 補助金交付決定後は速やかに事業を行うこと。

3. 事業経費限度額

村が支払う経費の上限額は、135,000,000 円とする。（消費税及び地方消費税含む。）

なお、当該事業経費限度額は企画提案のために設定した参考金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

4. 企画提案書の記載要領

「諸塚村公設光ファイバ及び関連設備の民間譲渡移行事業者選定公募型プロポーザル実施要項」6(2)「評価基準及び配点」に記載の大項目及び小項目に従い企画提案書を提出すること。様式は任意とする。なお、各項目については、以下に沿うものとし、具体的かつ実現性のある提案を行うこと。

(1) 企画提案書内容

1. 会社概要	- 企業情報（会社名、事業内容など） - これまでのブロードバンドサービスの提供実績 - これまでのケーブルテレビ提供実績
2. 提案に関する基本方針	- 本事業における提案者の基本的な考え方、取組方針 - 民間移行スケジュールについて - 運用における自治体負担額は適切か
3. サービス内容	- 光ブロードバンドサービスは住民ニーズにあった適切な料金プランになっているか - 現在のケーブルテレビも承継した提案になっているか - 利用者が任意に選択できるオプションサービスがあるか - 個人や企業向けのセキュリティ対策のサービスはあるか - インターネットサービスに限らず多様な企業向けサービスは用意されているか - モバイルサービスと合わせたセットプランなどはあるか
4. 利用者サポート	- 諸塚村内に事業所を開設した地域密着体制になっているか - 利用者サポート体制（窓口や連絡体制など） - 故障時のサポート体制（窓口や対応体制など） - 利用者の初期投資を抑えられた加入促進策はあるか
5. 設備の信頼性	- 上位回線冗長化対策は施されているか - ネットワークのセキュリティ対策
6. 保守体制・災害復旧能力	- 設備の維持・保守体制は万全か - 災害発生時の対応体制は万全か
7. 設備更新方針	- 設備更改の基本方針 - 設備更改スケジュール - 自治体負担額は最小限の抑えられた提案内容か
8. 将来性・拡張性	- 将来の情報通信技術革新への対応や取組 - 光ブロードバンドを利用した地域活性化策等

(2) 作成条件

- ① A4 横書き、ファイル綴じ、目次・ページ番号付き
- ② わかりやすい日本語で記載、図表・注釈を適宜使用

5. 関係法令等の適用、遵守

本事業は、電気通信事業法その他関係法令の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

6. 事務局問合せ先

〒883-1392 宮城県東白杵郡諸塚村大字家代 2683

諸塚村役場 企画創生課 地域 DX・情報発信室（担当：星川）

TEL：0982-65-1116 FAX：0982-65-0032

E-mail：t.hoshikawa@morotsuka.jp